

佐野市新モビリティサービス事業計画策定業務委託実施要領(案)

1 適用範囲

本要領は佐野市（以下「発注者」という。）が実施する「佐野市新モビリティサービス事業計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な内容を定めるものである。

2 業務履行期間

本業務の履行期限は、契約締結日から令和7年2月18日(火)までとする。

※本業務は、2ヶ年の全体業務のうち、初年度の業務委託である。

次年度以降は、初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、予算措置状況や履行状況等を勘案し、更新しない場合がある。

3 業務目的

本業務は、本市の交通に関する現況・課題の整理や実証運行を行うことにより、本市に適した新モビリティサービスを検討し、誰もが移動し易い持続可能な公共交通の実現を目指すための導入の指針となる、佐野市新モビリティサービス事業計画を策定することを目的とする。

4 準拠する法令等

本業務は、本要領、契約書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1)本業務に関する国、県及び本市の関連計画等
- (2)道路運送法、道路運送車両法等、各輸送サービスにおいて遵守すべき各法令
- (3)その他関係法令、通達など

5 主任技術者並びに照査技術者の選任等

- (1)受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- (2)主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3)主任技術者と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画、または建設－道路））、又は技術士（建設部門（都市及び地方計画、または道路））の資格を有する者を配置するものとする。

6 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

7 質疑及び協議

受注者は、本要領に疑義が生じた場合、本要領により難い事由が生じた場合、あるいは本要領に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

8 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

9 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

10 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

11 業務内容

【令和6年度】

(1) 計画準備

具体的な作業等を整理し、作業スケジュールを含めた業務計画書を作成する。

(2) 背景及び目的の整理

新モビリティサービスにおける、国や他自治体、民間交通事業者等の動向をまとめ、当事業の背景及び目的の整理を行う。

(3) 市内の移動実態の調査・分析

①交通関連ビックデータを活用して市内の人の流れの把握を行い、地域別や年齢層別の移動手段（自動車・自転車・歩行者）、目的地や滞在状況等の調査を行いマクロ的な分析を実施する。交通関連ビックデータは、受注者が予算の範囲内で購入して分析を行い、受注者から関連業務へ情報提供を行うことを想定している。なお、交通関連ビックデータのうち道路プローブ情報（ETC2.0）分析は、関連業務にて分析を行い、関連業務受託者から受注者へ情報提供を想定している。

②市内を運行する公共交通（鉄道・バス・タクシー等）、介護タクシー等の福祉輸送、スクールバス、老人福祉センター送迎バス等の利用実態、および観光客等の市外からの来訪者の市内の移動状況の調査を行いマクロ的な分析を実施する。

③路線バス及びデマンドバスについては、何らかの手法により、平日・休日の利用者属性、乗降場、移動目的、乗り継ぎ状況等を把握するものとする。

調査・分析にあたっては関連業務と情報共有しながら整理を行う。

※移動実態調査時の交通事業者との調整は発注者が行う。

(4) 市内における交通分野の助成制度の整理

- ①市内における交通分野の各種助成制度について整理し、利用者の属性、利用者数、利用者の声、制度の課題等について整理する。
- ②助成制度に関する各担当部局、交通事業者へのヒアリング等を実施し、現状と課題の把握や DX に関する期待・要望等を把握する。

(5) 市民および観光客の移動に関するニーズの確認

市民や観光客の移動に関する意見やニーズを把握するため、アンケート調査（2,000部配布、800部（4割）回収想定）を行う。

(6) 市に導入が考えられる新モビリティサービスの検討

(2)～(5)の検討結果等を踏まえて、佐野市に適した令和7年度に実証可能な新モビリティサービス（案）を複数検討する。

(7) 内部作業部会、外部委員会運営補助

内部作業部会（2回）、外部委員会（2回）の資料作成及び会議結果概要書の作成を行う。

(8) 協議・打合せ

本業務の検討を進める上で、必要の都度、協議・打合せを行う。（当初、中間（3回）、最終 計5回）

(9) 報告書の作成

本業務の取り纏めた次の報告書を作成する。

- ・報告書(A4判) 2冊(オリジナルデータ含む)
- ・概要版(A3判：1枚程度)(オリジナルデータ含む)

【令和7年度(予定)】

(1) 計画準備

具体的な作業等を整理し、作業スケジュールを含めた業務計画書を作成する。

(2) 市内の移動実態の分析

令和6年度調査・分析結果を基にミクロ的な分析を行う。

なお、調査・分析にあたっては関連計画に活用するため調整をしながら整理を行う。

(3) 先進事例の調査

佐野市に導入が考えられる新モビリティサービスについて、先進事例の調査を実施する。

(4) 新モビリティサービスの実証運行

令和6年度に検討した実証可能な新モビリティサービス（案）について、ワークショップなどで市民意見を反映しながら検討を行い、そのうちの1つについて2～3ヶ月程度の実証運行（利用者意見調査含む）をおこなう。実証運行後は、利用者の声の集計や今後の実装に向けたスキーム・導入にかかる概算費用・定量的な効果（利用者数、人

件費、他分野波及効果等）を取りまとめる。

※実証運行に伴う交通事業者との調整は発注者が行う。

（５）市に導入が考えられる新モビリティサービスの検討

令和６年度に検討した実証可能な新モビリティサービス（案）のうち、令和７年度の実証運行以外について、要素技術等を有する企業等への聞き取りを行い、実現スキーム・導入にかかる概算費用・定量的な効果（利用者数、人件費、他分野波及効果等）を取りまとめる。

（６）佐野市新モビリティサービス事業計画（案）の取りまとめ

令和６年度及び令和７年度の検討結果を踏まえ、導入に向けたスケジュールや市及び各事業者等の実施内容等の整理を行い、佐野市新モビリティサービスの事業計画（案）を取りまとめる。

（７）内部作業部会、外部委員会運営補助

内部作業部会（２回）、外部委員会（２回）の資料作成及び会議結果概要書の作成を行う。

（８）協議・打合せ

本業務の検討を進める上で、必要の都度、協議・打合せを行う。（当初、中間（３回）、最終 計５回）

（９）報告書の作成

本業務の調査結果等を取り纏めた報告書（オリジナルデータ含む）を作成する。また、次のとおり計画書並びに概要版の印刷製本を行う。

- ・計画書 200部 （100ページ程度）
- ・印刷製本（概要版）500部 （A3両面程度）